

# 令和2年度 地域・農地の出し手への支援

## 1 機構集積協力金の概要

対象は農業振興地域内の農地に限りです！

### (1) 地域集積協力金(担い手への集積・集約化を図る「地域」へ支援)

#### ①集積・集約化タイプ

**交付要件** 実質化した「人・農地プラン」の策定地域で、交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されることが確実であること。対象期間(令和2年3月から令和3年2月末)までに、出し手から機構に貸し付けられた農地であること(1a未満切捨)。

**交付対象面積・単価** 対象期間内の貸付面積(「再貸付面積」及び「貸付期間が6年未満の農地面積」を除く)

区分	機構の活用率※		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a 以内
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a 以内
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a 以内
区分4		50%超	2.8万円/10a 以内

※機構の活用率

対象期間内の貸付面積(再貸付面積除く)  
地域の農地面積(対象期間前の貸付面積除く)

注1 中山間地域は、中山間地農業ルネッサンス事業の実施地域

注2 機構への貸付期間が6年未満は交付対象外であるが、機構の活用率には算入可。

注3 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の「20%超」を「10%超」とする。

#### ②集約化タイプ

**交付要件** 以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

ア) 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地域及び樹園地については0.5ha以上)の団地面積の割合が20%以上増加すること。

イ) 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上となること。

**交付対象面積・単価** 対象期間内の貸付面積(「再貸付面積」及び「貸付期間が6年未満の農地面積」を除く)

区分	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a 以内
区分2	70%超	1.0万円/10a 以内

①集積・集約化タイプと②集約化タイプは同一年度での重複交付はできません。

### (2) 経営転換協力金(農家個人へ支援)

**交付要件** 全ての自作地(10a未満の自作地を除く)、または廃止する農業部門(例:土地利用型作物、露地野菜等)の作物を栽培する自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ、機構から担い手に貸し付けられていること。(注:自己都合で解約した場合は補助金返還の場合あり)

令和2年1月から令和2年12月末までに、機構から担い手に貸し付けられたものが対象

#### 交付単価

交付対象者	交付単価	
	令和元～3年度	令和4～5年度
リタイアする農業者 経営転換する農業者 農地の相続人	1.5万円/10a 以内 (上限50万円/戸)	1.0万円/10a 以内 (上限25万円/戸)

※経営転換協力金は、令和5年度までとされており、段階的に縮減・廃止されます。

※令和4～5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ交付されます。

(1),(2)の協力金は、予算が不足する場合は減額される場合があります。  
協力金の詳細な要件は、各市町村などにお問い合わせください。